

BCP（事業継続計画）

令和8年6月改定
（令和5年11月作成）

特定非営利活動法人にじのかなたに

しらとり保育園・にじいろ保育園

- BCP（事業継続計画）もくじ -

1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 p
(1)	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 p
(2)	災害発生時の初期対応・・・・・・・・・・・・・・・・	2 p
(3)	適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 p
2	災害時役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 p
3	災害発生時の行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 p
(1)	保育中に地震（津波）が発生（震度5弱以上）・・・・・・・・	2 p
(2)	保育中に火災が発生・・・・・・・・・・・・・・・・	3 p
(3)	保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪が発生・・・・・・・・	3 p
(4)	保育中にJアラートが発生・・・・・・・・・・・・・・・・	4 p
(5)	AEDについて・・・・・・・・・・・・・・・・	4 p
(6)	トイレの利用について・・・・・・・・・・・・・・・・	4 p
(7)	給食の提供について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 p
(8)	ライフラインの確認について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 p
(9)	開園時間外に災害が発生・・・・・・・・・・・・・・・・	5 p
4	事業継続に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・	5 p
5	災害対応一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	6 p

1 基本方針

(1) 目的

本計画は、大規模災害の発生において、本園の利用者（園児、保護者、関係者）及び職員の命を守ることを最優先事項とし、次に施設の状況確認後速やかに保育の継続又は早期再開することを目的とする。

(2) 災害発生時の初期対応

(ア) 利用者・職員及び関係者の安全確保を最優先とする。

(イ) 施設長は、園児の保護者が迎えに来るまで安全に保育し、職員も安全に帰宅させる。

(ウ) 施設及び設備の安全を確認し、速やかに保育を再開する。速やかに再開できない状況の場合は1ヶ月以内の復旧を目指す。

(3) 適用範囲

本計画は、しらとり保育園・にじいろ保育園に対して適用する。

2 災害時役割分担

災害（地震・大雨・洪水・台風・津波・火災・土砂など）発生時の役割

主な役割	役 職
災害状況確認（こども保育課・PC・スマホで情報収集）	園 長
施設の被害状況確認（施設内外確認）	園 長
保育継続、避難所への避難、休園、降園の判断と連絡	園 長
こども保育課・法人本部へ被災状況の報告（災害発生時の連絡票）	園 長
園内放送で園児・職員へ避難指示・災害時引き渡し申請書の準備	主 任
園児・職員の避難誘導・確認	主 任
園児・職員の被災状況・人数の確認	主 任
園長へ状況報告	主 任
園児の安全確保	担 任

3 災害発生時の行動

(1) 保育中に地震（津波）が発生（震度 5 弱以上）

- (ア) 揺れを感じた瞬間に園児を机の下等安全な場所に誘導し、保育室の扉を開けるなど避難経路を確保し、揺れが収まるまで頭を両手で抱える防御姿勢をとるよう指示する。その際、頭上から物が落ちてこないか周囲の状況を確認しながら、園児がパニックにならないよう落ち着いた言動で声がけを行う。
- (イ) 揺れが収まったら園内放送に従い、第一避難場所の園庭へ避難して人数を確認し、状況確認に来た主任に報告する。余震に十分気を配る。
- ※園庭にいた場合→安全な場所に避難し人数確認→第一避難場所（園庭）へ移動→再び人数確認し報告
- ※散歩中の場合→リーダー保育士の判断で安全な場所に避難し人数確認→揺れが収まったら園に電話で状況報告し、繋がらない場合は建物の倒壊・道路の亀裂や頭上からの落下物に注意を払い安全を確保しながら帰園し、人数確認・報告をする。
- (ウ) 園長は被害を確認し、保育の継続か保護者に迎えを依頼するか判断する。
- (エ) 余震を警戒し安全な部屋で合同保育を行い、二次災害が起きないように備える。
- (オ) 保護者及び災害時引き渡し申請者が迎えに来るまで、園児の安全を確保して保育を行う。帰宅困難な状況になり連絡がつかない園児に関しては、迎えが来るまで保育を行う。その際、迎えが来るまで保育する職員と帰宅する職員の判断を園長及び主任で行う。
- (カ) 翌日の保育は園の状況を見て判断し、グループLineに一齐送信する。停電により送信できない場合はこども保育課に電話で報告・玄関に貼紙で内容を知らせる。
- ・施設の被害が少なく、電気・ガス・水道のライフラインが活着している場合は通常保育
 - ・施設の被害は少ないが、電気使用不可→季節によるが基本的には短縮保育（16：00 まで）
 - ・施設の被害は少ないが、水道使用不可→トイレが使用不可のため水道が回復するまで休園
 - ・施設の被害が大きく、ライフラインが全滅→保育が可能になるまで休園
- (キ) 保育の再開はグループLineに一齐送信する。こども保育課にも再開の状況を伝える。
- (ク) 震度5弱未満の場合は、速報や周囲の状況を確認し必要に応じた行動をとる。

(2) 保育中に火災が発生

- (ア) 火元を特定し、できるだけ火元から遠い経路で速やかに第一避難場所の園庭に避難させる。同時に消防署に通報する。地震後の火災の場合は避難経路が通れなかったり、落下物があつたりするので、安全を確保して避難する。
- ※可能であれば、調理員職員へ援助を要請する。

- (イ) 初期消火班が消火器で消火できる場合は速やかに消火する。火の勢いが強い場合（火柱がおおよそ1 mになった場合）は無理せずドアを閉めて避難する。避難後、園長へ消火の有無を報告する。
- (ウ) 消火の有無にかかわらず、消防隊が到着するまで園内へは戻らない。
- (エ) 天候や気温により園児を移動させ、町役場に待機場所の相談をする。
- (オ) グループLineにて保護者へ避難状況・避難場所を知らせ迎えの依頼をする。

(3) 保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪により警報が発令

- (ア) あらかじめ大型台風や大雨の予想ができる場合は、休園をこども保育課と協議する。
- (イ) 園児を窓ガラスから離れた安全な場所に移動させ、防御態勢をとる。
- (ウ) 園長は警報内容を確認し警戒レベル3以上の場合、グループLineにて保護者へ迎えを依頼する。保護者の所在地から保育園までの道路の冠水、増水、地滑り、強風、積雪などに注意し、安全を確保してから迎えに来てもらう。
- (エ) 保護者の帰宅困難等により迎えが来ない園児は、迎えが来るまで園で待機する。
- (オ) こども保育課・法人本部へ被災状況を報告する。

(4) 保育中に津波・河川の氾濫警報が発令

- (ア) ラジオ・SNSで災害情報を常に確認し、警戒レベル3以上でグループLineにて保護者へ迎えの依頼をする。
- (イ) 災害情報と警戒レベルを常に確認し、園に待機する。
- (ウ) 職員は、電気・水道・ガスの状況を確認し、備蓄品を確認し、断水に備え水を汲み置く。
- (エ) 園内への浸水、土砂災害のリスクはないので園児が安心できる雰囲気づくりをしながら、迎えが来るまで保育を行う。
- (オ) 保育が夜間に及ぶ場合は、園児を午睡用の布団で寝せ、保護者の迎えを待つ。夜間の移動が危険な場合には、保護者へ無理をせず夜明けを待って迎えに来るよう伝える。
- (カ) 翌日も大雨や氾濫が続く場合、自力での避難が難しい場合は町役場へ救助要請を行う。

(5) 保育中にJアラートが発生

- (ア) 保育室で保育中の場合は保育室中央部へ避難し、窓から離れた位置で低い姿勢になり、頭を抱えて防御態勢をとる。
- (イ) 園庭で保育中の場合は、速やかに保育室に避難し（ア）と同じ行動をとる。

- (ウ) 園外保育（散歩）中の場合は、近くの頑丈な建物の中に避難する。人がいる建物の場合は保育園名を伝え避難することの了承を得る。
- (エ) 園外保育（散歩）中で近くに建物がない場合は、物陰に隠れるか地面に伏せて頭を抱える防御態勢をとる。
- (オ) 上記（ウ）（エ）については、安全を確認したら速やかに保育園に電話し状況を伝える。

（６） AED について

- (ア) 心肺が停止した園児及び保護者又は職員を発見した者は、速やかに心肺蘇生を開始し、近くの職員に119番通報とAEDを借りてくることを指示する。発見した職員は、AED到着まで心臓マッサージを休みなく交代で行う。
- (イ) AED が到着したら、機械のアナウンスによって救命活動を行う。なお、1 人では行わず、必ず2人以上で行う。
- (ウ) 救急車が到着するまで心臓マッサージを継続する。

（７） トイレの利用について

- (ア) 地震・大雨・洪水の場合は、排水管の破損・逆流等が予想されるため、排水状況を確認してから使用する。
- (イ) 断水の場合は、使用するトイレを限定し、小便は数回分まとめて流し、大便是バケツ 1 杯分の水で流す。その際トイレトペーパーは流さずサニタリー袋などにまとめて捨てる。
- (ウ) 大きな地震の後など断水の可能性がある場合は、沐浴槽やバケツ、空のペットボトルなどに水を溜めておく。

（８） 給食の提供について

- (ア) 給食調理員に、給食やおやつを提供状況を確認する。（食材の在庫状況、今後の納品状況）
- (イ) 非常食と水を用意する。

（９） ライフラインの確認について

- (ア) 電気：中部電力 天白営業所 0120-929-479
- (イ) 水道：愛知中部水道企業団 0561-38-0030
- (ウ) ガス：（有）近藤商会 0561-32-1151（しらとり保育園のみ）

(10) 開園時間外に災害が発生

- (ア) 職員は自身の安全を確保後、安否確認を園のグループLineで報告する。
- (イ) 園長と主任は、自身及び家族の安全確保後に施設の状況確認に向かい、被害状況確認後、保育継続の有無を職員・保護者へグループLineで報告する。
ただし、夜間で移動に危険が伴う可能性がある場合は、夜明けを待って行動する。
- (ウ) 園児及び保護者の安否確認を行う。実施のタイミングは状況に合わせて検討する。
- (エ) 災害レベル3以上の場合は安全な場所で待機し、災害レベル2以下になるまで登園しないよう保護者へグループLineで報告する。

4 事業継続に向けて

- (1) 施設の被害状況を確認し、災害レベル2以下で全てのライフラインが生きている場合は通常保育を行う。
- (2) 施設の安全が確保されない場合は保育を行わず、状況をこども保育課に報告する。
- (3) こども保育課と相談して代替保育の場所を借りられる場合は、必要な保育材料を運び代替保育の準備を進め、その後代替保育班と施設復旧班に分かれて業務を行う。なお、班編成は職員のモチベーションを考慮し、定期的に変更する。
- (4) 災害後に提供する保育の内容を職員会議で決定し、全員が保育内容を把握した状態で勤め、園児や保護者に丁寧に対応し、安心して通える雰囲気を作っていく。
- (5) 園での保育の有無や代替場所での保育など、保育の方向が決まった時点で保護者へグループLineで報告し、ホームページ・保育園玄関に貼紙などをして知らせる。
- (6) 代替保育中は保育できる子どもの数に限りある場合があるので、医療従事者などどうしても出勤しなくてはならない家庭のお子さんを優先して預かる。また、受け入れきれない場合は、一時預かり保育を行っている施設を案内する。
- (7) 給食は、調理職員と①代替保育先の調理室を使って給食を提供、②別の場所で調理した給食や弁当を提供、③給食の提供はなく保護者が弁当を持参、の中から協議して決める。
- (8) 災害後72時間以内に1回は職員に休日を与え、家族の安否確認の機会を確保する。精神的に不安定な場合は無理をさせず、落ち着くまで休日を与える。

5 災害対応一覧表

(1) 地震・津波

火災発生	火災確認後速やかに避難場所に避難
------	------------------

(2) 火災

火災発生	火災と逆方向から避難場所にて避難	東郷町に待機場所相談
------	------------------	------------

(3) 台風・竜巻

窓から離れた安全な場所に移動	警戒レベル3で保護者へ迎えを依頼	
窓ガラスが破損し危険な状況	保護者に迎えの依頼	東郷町に待機場所相談

(4) 河川の氾濫

警戒レベル2で保護者へ災害状況をグループLineで報告	天気予報、河川の状況確認	
警戒レベル3で保護者へ迎え依頼をグループLineで報告	天気予報、河川の状況確認	
冠水して避難できない場合は施設に待機	ライフライン確認、非常食の準備	

(5) Jアラート

園内	ホール中央へ避難	ロールスクリーンを下げ窓から離れて防御姿勢
園外	近くの頑丈な建物か物陰に避難	窓から離れて防御姿勢

(6) 警戒レベルについて

大雨などの場合は警戒レベルを常を確認し、災害が発生する前に園児の迎えを検討する。

避難情報の内容			
警戒レベル	防災気象情報	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5相当	■レベル5 ・大雨特別警報 ・氾濫特別警報 ・土砂災害特別警報	・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況 ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する	緊急安全確保
警戒レベル4相当	■レベル4 ・大雨危険警報 ・氾濫危険警報 ・土砂災害危険警報	・危険な場所から全員避難する ※台風等により暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了	避難指示
警戒レベル3相当	■レベル3 ・大雨警報 ・氾濫警報 ・土砂災害警報	・避難に時間がかかる高齢者等は危険な場所から避難する ・高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難する	高齢者等避難
警戒レベル2	■レベル2 ・大雨注意報 ・氾濫注意報 ・土砂災害注意報	・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する	—
警戒レベル1	早期注意情報	・災害への心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認する	—

※令和8年5月29日から、わかりやすい防災気象情報の発信のため、警報や注意報の名称にレベル（1～5）が付記されるようになりました。

※ レベルは、1～5の順番で発表されるとは限りません。身の危険を感じた場合には、避難情報にかかわらず、自発的かつ速やかに避難行動を取ってください。